

社会福祉法人願正会 役員等報酬規定

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人願正会（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等報酬の支給額は次のとおりとする。

役 員	定 数	年間一人当りの 支給額	支給総額	備 考
評議員	7人	10,000円	70,000円	令和2年度から
理 事	6人	10,000円	50,000円	当法人職員給与との 併給者は除く
監 事	2人	10,000円	20,000円	

評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年6月定時評議員会までの間は、4名とする。

（報酬等の支給方法）

第3条 役員等の報酬は、次により支給する。

- （1）報酬は、それぞれの役員の任期により毎年会計年度の3月31日までに支給する。
- （2）役員が任期途中で退任したとき、また補欠として選任された者が就任したときの報酬は、月割り計算（1円未満の端数は切捨てる）とする。
- （3）役員等が、各会へ出会したときは、旅費規程に基づき、交通費を支給する。また職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 理事及び理事長が当法人の職員を兼ねるときは、支給しない。

（公表）

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、令和2年4月1日より施行する。